

小牧岩倉衛生組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和7年2月28日

小牧岩倉衛生組合
管理者 小牧市長 山下 史守朗

小牧岩倉衛生組合条例第2号

小牧岩倉衛生組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

小牧岩倉衛生組合議会個人情報保護条例（令和5年小牧岩倉衛生組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第52条から第54条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。
（罰則の適用等に関する経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。